

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年9月5日（金）

午後3時25分 開会

午後5時27分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 克
委員	上 里 広 幸
委員	岸 本 一 徳
委員	宮 城 優
委員	知 念 秀 明

副委員長	我如古 盛 英
委員	石 川 慶
委員	平安座 武志
委員	宮 城 政 司
委員	山 城 康 弘

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説 明 員（11名）

総務部次長	津波古 良幸
給与係長	饒平名 直
財政課長	比嘉 隼也
市民協働課長	喜友名 和佳子
福祉推進部次長	香月 直子
低所得世帯 支援担当主査	内間 航

人事課長	上地 章弘
企画部次長	玉元 智
市民経済次長	本永 貴也
市民協働係長	前底 悦子
低所得世帯 支援担当主査	前城 貴子

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局 長	—
議事担当主幹	平 田 駒 子

次長兼総務課長	當 山 全 盛
議事担当係長	伊 佐 直 樹

○ 協 議 案 件

1. 早期採決について
2. 議員派遣について

3. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて
(議会運営委員会割振り分)
4. 議員提出意見書等の提出期限の変更について
5. その他

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 9 月 5 日（水）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 3 時 25 分）

【協議事項】

1. 早期採決について

○宮城克 委員長 本件は、前回の委員会で、担当部署より確認のうえ、協議することとなったため、本日は執行部の担当者に来ていただいている。「早期採決の依頼理由」、「事業の執行の状況」について、まずは説明を受け、質疑を行いたい。
それでは、説明を伺いたい。

（福祉推進部より説明）

○宮城克 委員長 ただいまの説明に対し、質疑があれば挙手願いたい。岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 上程スケジュールが非常にタイトであることは理解した。基準日や給付に関する自由度は市町村にあるものなのか、それとも国から一律にタイムリミットが指定されているものなのか。また、今回の早期採決によって、実際の給付手続きがどのように前倒しされるのか、明確なスケジュールを教えてください。

○福祉推進部次長 市民からの申請期限は 10 月 31 日に設定しており、国が示す最終的な給付金の支出締め日は 12 月 20 日と定められている。まずは 10 月 31 日を申請期限として進め、申請が遅れる方がいれば状況を見て延長する可能性も含めつつ、12 月 20 日までに確実に決定・支出を終えるスケジュールを予定している。

○知念秀明委員 8 月 25 日に 1 回目の通知を発送しているとのことだが、その予算は前回の 6 月定例会で可決した予算を使用しているという理解でよろしいか。また、今回の 9 月補正でさらに 4,000 件分を追加計上している理由を教えてください。

○福祉推進部次長 すでに発送した分は、6 月補正の時点での予算を確保していたので、その範囲内で執行している。今回 4,000 人分を追加上程した理由は、「令和 7 年 1 月 1 日時点で宜野湾市に住民登録があること」が基準日となっているが、6 月補正の時点では把握しきれなかった基準日以降の転入者が 5,000 から 6,000 人いることが分かった。その中から条件に合致し、追加対象となり得る方の最大数を見込み追加で上程した。

○知念秀明委員 今回の給付金の仕組みについても、補足説明をお願いしたい。

○福祉推進部次長 本事業は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金の再算定を行うものである。当時は令和6年度の所得税額が確定していない段階で国が示す推計値を使って給付したが、今年度に入り所得税額が確定したため、再算定を行った。その結果、給付額に不足が生じている市民に対し、その差額を追加で支給するものである。なお、再算定の結果、逆にもらい過ぎになっていた方に対しては、国側のスキームにより返還を求めないこととされている。

○呉屋等 議長 定例会の最終日は9月26日だが、最終日まで待てずに、中間の9月17日に前倒しして早期採決をしなければならない実務上の理由を、具体的に説明していただきたい。

○福祉推進部次長 システム変更契約を直ちに業者と結ぶ必要があり、早期採決をしていただければ直ちに変更契約に取りかかることができ、滞りなく窓口申請に対応して円滑に給付を進めることが可能になる。

○宮城克 委員長 他になれば、質疑を終わりたい。

（「進行」という者あり）

○宮城克 委員長 それでは質疑を終結する。執行部の皆様、ありがとうございます。

（執行部退室）

○宮城克 委員長 それでは、本件について、早期採決してよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 早期採決については、9月17日（水）一般質問初日の冒頭に採決することで進めてまいりたい。

【協議結果】

本件については、一般質問初日9月17日（水）の冒頭で採決する。

【協議事項】

2. 議員派遣について

○宮城克 委員長 本件について事務局より説明させたい。

（議会事務局より議員派遣について説明）

○宮城克 委員長 従来どおり議員派遣を承認し、本会議へ諮ることにいたしたが、よろしいか。なお、開催期日等に変更が生じた場合は、その手続き方を議長に一任したいが、それに御異議ないか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

議員派遣を承認し、本会議へ諮る。

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて（議会運営委員会割振り分）

○宮城克 委員長 前回の委員会で、担当部署より状況を徴取、確認のうえ、協議することとなった。本件について、どの担当部署より聴取するのか事務局より説明させたい。

（議会事務局より担当部署からの聴取について説明）

○宮城克 委員長 それでは意見番号の順に担当部署より聴取いたしたい。

（執行部入室）

○宮城克 委員長 まず、意見番号1番について、総務部人事課より、本市の状況等の説明をお願いします。

○総務部次長 特別職報酬に係る審査会については、平成15年度に開催して据え置きとなっている。県内においても特別職や議員報酬の増額改定を行っている自治体もあるが、本市と同等の規模だと、うるま市が令和7年4月1日に改定している。引き続き、県内他市の動向等を注視していきたい。

○宮城克 委員長 質疑があれば挙手願いたい。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 特別職の報酬改定の提案は市長が行うと思うが、議員の報酬改定も市長が提案するのか。

○人事課長 宜野湾市特別職報酬等審議会規則の第2条において、審議会は、議員報酬の額、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする定められている。

○宮城克 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 審議会の委員について伺う。

○人事課長 直近の平成26年度には、政務活動費について諮問されたが、その際の委員として、大学教授、市商工会、銀行協会、自治会長会、市婦連の5人の委員で審議されている。

○平安座武志 委員 委員の構成はどのように決められているのか。

○人事課長 同規則の第3条及び同条第2項において、審議会は、委員10名以内をも

って組織し、委員は本市内の公共団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱すると定められている。事務局は人事課になるため、市当局側で決める形になる。

○宮城克 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 前回の委員等について資料として頂きたい。

○人事課長 審議会の規則及び前回の委員名簿を提供してまいりたい。

○宮城克 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 改定等に至らなかったが審議会で審議されたことはあるか。

○人事課長 平成 10 年に現在の報酬額に改定されている。それ以降では、平成 14 年に同じく報酬額について諮問がなされたが、据え置きで改定されず、平成 15 年にも報酬額について諮問がなされたが、同様据え置きになっている。平成 26 年には、先ほど御説明したとおり、政務活動費の額について諮問され、増額改定されている。

○宮城政司 委員 平成 10 年に改定されて以降も審議されて現在に至るということで理解した。

○宮城克 委員長 意見番号 1 番について、他になれば質疑を終わりたい。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 それでは質疑を終結する。人事課の皆様、ありがとうございます。

(説明員の入れ替え)

○宮城克 委員長 次に、意見番号 2 番について、企画部財政課より、説明をお願いします。

○財政課長 宜野湾市の財政状況について見解を述べたい。前提として、何をもって財政状況が悪化しているとの御指摘か分からないが、決算から財政状況を回答したい。決算を整理した後に、財政健全化法に基づいて、財政健全化判断比率を算定している。令和 5 年度の実質公債費比率は 6.4%、将来負担比率は 20.1%となっている。早期健全化計画の策定し総務大臣への報告が義務となる早期健全化基準は、実質公債費率では 25%以上、将来負担比率では 350%以上である。本市はいずれの指標においても、早期健全化基準を大きく下回っており、本市の財政が悪化している状況にはないとの認識である。

○宮城克 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 県内の他市町村と比較した場合はいかがか。

○宮城克 委員長 財政課長。

○財政課長 令和 5 年度の実質公債費率を比較すると、県内 11 市のなかで 5 番目に数値が低く、真ん中あたりに位置する。宜野湾市が特に悪い状況ではない。将来負担比

率については手元に資料がないため、後日報告いたしたい。

○宮城克 委員長 議長。

○呉屋等 議長 一般会計や普通会計で歳入歳出が黒字かどうか説明したほうが分かりやすいのではないか。

○宮城克 委員長 財政課長。

○財政課長 一般会計に土地区画整理事業等の会計を合算した普通会計では、決算額が毎年度黒字であり、実質収支としても 10 億円以上黒字となっていることから、適正の範囲内で運営が行われている。

○宮城克 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 連結決算についても説明してはいかがか。

○宮城克 委員長 財政課長。

○財政課長 連結実質赤字比率である、公営企業も含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさについても、常に赤字が生じていない。公営企業を含めてもなお、適切な財政運営が行われている。

○宮城克 委員長 意見番号 2 番について、他になれば質疑を終わりたい。

（「進行」という者あり）

○宮城克 委員長 それでは質疑を終結する。

（説明員の入れ替え）

○宮城克 委員長 次に、意見番号 4 番について説明していただきたい。

○市民経済部次長 自治会長と書記の給与を確認したところ、特に書記の賃金が最低賃金を割っている自治会が散見された。チラシ等配付しながら、最低賃金について周知したい。

○石川慶 委員 書記の雇用体系は固定給ではないか。最低賃金にあたるのか。最低賃金を割っていると断言してよいのか。

○市民経済部次長 各自治会、月額固定給でバラバラである。時間数で割り返し、こちらで算定した結果である。

○市民協働課長 労働基準局に明確に確認した訳ではない。自治会長に関しては、地域の代表であり、地域住民から選挙で選ばれている。給与、月額は、自治会の総会や規約で決められている。意思決定権をもつ会長は、どちらかという雇用者側との解釈である。書記は、自治会が任命、総会で承認を得るケースが多く、その場合は自治会から雇用されているという、労働者として扱われる可能性があると考える。

算定方法としては、時給を計算しづらく、市の会計年度任用職員に準じて年間勤務日数と照らし試算した場合の算出結果で・・・

○石川慶 委員 おっしゃることは分かるが、本員も自治会長もやっていたので十分理解しており、柔軟に休みも取ってもらったりしている。タイムカード管理等ではないので、単純に時間数で割り計算した結果、最低賃金を下回っていると断言していいのか。自治会が労働基準法を遵守していないと誤解されないか心配している。この辺りは市民への回答作成する際には注意したい。

○山城康弘 委員 23 自治会のうち、いくつの自治会でこのような問題があるのか把握しているか。自治会には、大中小の規模がある。予算規模も異なり、給与も異なると思う。市は自治会に対し、行政の様々なことを依頼しているが、このような自治会の抱える問題について把握しているか。

○市民経済部次長 今年度、初めて調査したところ、バラツキがあり、このような事情があることを把握した次第である。

○山城康弘 委員 自治会長会でも問題になっている。若い書記が辞める理由として、このような給与の課題があがっている。小さい自治会はお金がなく、運営に困っている。財政状況もあると思うが、自治会が衰退していかないよう考えて行くべきではないか。

○市民経済部次長 自治会と行政はある意味、協力関係にないといけないと考える。そのような中、賃金のことで大きな問題となることは、自治会に任せきりというわけにはいかないので調査していきたい。

○石川慶 委員 議員定数を自治会の数で比べている市民意見について、本市の自治会の数は人口 10 万人規模で比較して多いのか、少ないのか、把握しているか。名古屋あたり、多治見市あたりなど、同規模人口で 100 を超える自治会もざらにある。事実確認したい。

○市民経済部次長 10 万人規模の自治体で 23 の自治会数が適正かどうか、調査を入れたことがない。100 を超える自治体もあるということなので、今後調べた上で報告したい。

○我如古盛英 委員 自治会の規模によって給与等も異なる。自治会長などからこのような悩みが寄せられたことはあるか。市から自治会育成補助金を交付しているが、その見直しも必要なのか。

○市民経済部次長 自治会長会から給与に関する要請は今のところない。自治会育成補助金は、適時、要望に応じ改正している。自治会によって勤務形態や雇用の在り方も異なると思うので、一概に最低賃金を割っていると結論付けるのは早急すぎると思われるので、調査したい。

○呉屋等 議長 宜野湾市の歴史から見ると現在は 23 自治会だが、もともとは字が 15

から16だったと思う。本市は人口も増え、普天間や野嵩はもともと1つだったのが、行政主導で分けた。行政的な過去の経緯も踏まえて考えると、小さい自治会は合併するか、行政の責任で給与を上げるのか、行政の責任で最低規模の何らかの対策を講じるべきでないか。答弁は不要である。

○山城康弘 委員 上大謝名は、自主的に大謝名から分離した経緯がある。昔のわが村のような意識はなくなっているのか、今なら合併の可能性もあると考える。

○平安座武志 委員 要は、自治会育成補助金も足りていない。自治会費も少なくなっており、予算として運営できない自治会が出てきている。そこで、自治会育成補助金の交付額を上げることができないか。加入率は今、20%程度であり、どんなに頑張っても1~2年で40%に上げるなどできないと考える。そうであれば、自治会は、収入を上げる努力を考えなければならない。会費とホールの貸し出し料以外に、指定管理者として、ほかの収入源となるような催しを行うことが可能か。

○市民協働課長 行政経営室の委託業者からのアドバイスでは、自治会として自主事業を行い、その売り上げを得ることは問題ないとの回答を得ている。

○山城康弘 委員 公共施設を使用してもよいということか。目的外使用とならないか。

○市民協働課長 公共施設を他の団体に貸して賃料をもらうことはできないと考える。自治会が行う祭り等の事業を行う際に入場料を取る等の例が考えられる。

○平安座武志 委員 指定管理者として考えた場合、何らかの自主的な取組により財源を得ることができるのか、その規定等を知りたい。

○石川慶 委員 今回、市民意見で、議員定数について自治会と比較しながら意見されている、今、議論は、自治会の課題について、どうすべきかの議論に進んできている。ということは、本件は、政策提言にあたることも考えられるので、この部分を経済建設分科会で話し合ってもらいたい。

あくまでも、議運には、議員定数の話が自治会数と比べられているため、意見割振りされている。自治会の支援については、議運の対応範囲から外れていないか。

○平安座武志 委員 市民意見の内容が自治会の予算の部分まで含まれているので、予算の質疑までしている。

○石川慶 委員 議運で対応すると、定数の部分のみになるのではないかと。政策提言などできないのではないかと。整理が必要と考える。

○宮城克 委員長 委員会の意見割振りも変わらぬと思うので、委員長の方で整理、調整したい。

○岸本一徳 委員 市は認定しておらず自主的に運営を行っている小規模自治会も存

在していると考える。市が自治会として認める基準や現状を伺いたい。

○市民協働係長 新たに自治会になる場合、自治会の認定に関する規定というのがあり、概ね 500 世帯、地域の 90%程度が加入することが見込まれる場合としているが、下限の設定はない。本基準を超える自治会は現在ない状況である。

○宮城克 委員長 質疑はこれで以上とする。担当課の皆さんありがとうございました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 4 時 52 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 5 時 15 分)

○宮城克 委員長 休憩中にお諮りしたとおり、本日の聞き取り内容等を踏まえ、正副委員長及び事務局で 9 日までに再度回答案を作成し、委員の皆様へ提案したい。各会派で確認の上、修正意見があれば 12 (金) までに事務局へ報告をお願いする。その後、一般質問初日の 17 日 (水) 本会議終了後に議運を開催し、最終決定を行いたい、よろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

本日の意見をもとに回答案を作成し、会派調整後に最終協議を行うことに決定した。

【協議事項】

4. 議員提出意見書等の提出期限の変更について

○宮城克 委員長 前回から持ち帰りとなっていた提出期限変更に関する試行について各会派の意見を伺いたい。

○石川慶委員 これはあくまで試行とのことだが、今回限りなのか、それとも次の見直しが入るまで継続するのか確認させていただきたい。

○宮城克 委員長 まずは今定例会で試行し、実際の運用の結果をみて改めて継続するかどうか判断したい。

○石川慶委員 分かりました。それであれば試行に賛成する。

○山城康弘委員 試行であれば賛成する。

○岸本一徳委員 試行に賛成。

○知念秀明委員 会派内で少し割れたが、試行に賛成でまとまった。

○上里広幸委員 現状維持。

○宮城優委員 試行に賛成。

○宮城政司委員 試行に賛成する。ただ、実際に試行したあとに、その結果をしっかりと検証・議論できるように進め方も考えていただきたい。

○我如古盛英委員 試行に賛成。

○宮城克 委員長 全会一致ではないため、現状維持でよろしいでしょうか。

○上里広幸委員 なぜ我々が現状維持と判断したかは申し伝えておきたい。一番の懸念は、「緊急を要する場合」の扱いである。「緊急」の定義があいまいで、その時になって、緊急に対する議論などで事務負担や議員間でもめたりする。そもそも意見書を提出する側の議員がしっかりとモラルを保ち、前もって事務局との相談などを行ってれば、現行の期限であっても十分なはずである。議会基本条例の「議員の活動原則」の中にも「合議制のもとで進める」という趣旨が定められており、まずは議員としての資質向上に努め、事前にしっかりと事務局と調整を行って提出するのが本来の姿ではないか。そう考えて、私たちは現行維持と申し上げていた。

○山城康弘委員 上里委員のおっしゃるとおりで、意見書の提出者と賛成議員はしっかりとその辺りを自覚すべきである。

○平安座武志 委員 提出期限を4日前へと前倒しすることは、結果として議員が市民の声を代弁して意見書を提出する権利に対して、自分たちで制限をかけて出しにくくしているのと同じである。なぜ、自分たちの活動の首を絞めるような真似をしなければならないのか。これまで長年、2日前締切という申し合わせで問題なく運営できていたのに、直前の提出で混乱が生じたのは、単にルールを守れなかった提出者のモラルの問題である。できなかった人のために全員の期限を前倒しするというのは、考え方として筋が通らない。事務局の形式チェックのみにとどめれば、現行でも十分に事務処理は間に合うはず。あえてルールを厳しくする必要はない。

○宮城克 委員長 ただいまの意見を集約した結果、本件は全会一致とはならないため、現行維持とする。各会派においては、所属議員が期限をしっかりと守り、事前に事務局と十分な連携を図るよう周知徹底をお願いしたい。よろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

議員提出意見書等の提出期限の変更について、現状維持とする。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 5 時 20 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 5 時 23 分)

【協議事項】

5. その他 (防災ヘルメットの議場持ち込みについて)

○宮城克 委員長 防災ヘルメットの議場持ち込みについて知念秀明委員より説明があります。

○知念秀明委員 本件について、本日の議会改革に関する調査特別委員会での結果を報告申し上げる。開会中は議場の議席にヘルメットを設置し、閉会後は会派室に設置することに決定した。議場または会派室からは持ち帰らないようお願いする。また、自宅や事務所等には各自ヘルメットを準備していただくようお願いする。

○宮城克 委員長 その他について特になければ閉会としたい。

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻 (午後 5 時 27 分)